

A 【学部学生】令和2年度以降入学者(令和8年度新入生)

令和8年度

入学料減免・入学料徴収猶予 申請のしおり 授業料減免・授業料徴収猶予 申請のしおり

「日本学生支援機構給付奨学金の採用候補者の方」、「入学後に日本学生支援機構給付奨学金を申請する方」または「入学料減免・徴収猶予制度を申請する方」は、入学後に本学が申請の結果を通知するまで納入が猶予されますので、**入学手続き時に入学料を納入する必要はありません**。ご不明な点がある場合は、入学料を納入する前にお問い合わせください。

◎高等教育の修学支援制度について

令和2年4月から国の新しい修学支援制度がはじまり、授業料等の減免(授業料と入学料の免除または減額)と給付奨学金(原則返還が不要な奨学金)の2つの支援をあわせて受ける制度となります。

この支援制度は、世帯の収入などの要件とともに、高校や大学の成績だけでなく、明確な進路意識と強い学びの意欲、学修状況等をしっかりと確認した上で学生に対して支援するものです。

世帯の収入などの要件により、区分に応じて以下のとおり授業料と入学料の免除または減額と、自宅、自宅外通学の状況により、奨学金が給付されます。

【単位:円】

	入学料減免額	授業料減免額		給付奨学金給付額(月額)	
		(半期分)	(年 額)	自宅生	自宅外生
第Ⅰ区分 (満額の支援)	282,000	267,900	535,800	29,200 (33,300)	66,700
第Ⅱ区分 (2/3の支援)	188,000	178,600	357,200	19,500 (22,200)	44,500
第Ⅲ区分 (1/3の支援)	94,000	89,300	178,600	9,800 (11,100)	22,300
第Ⅳ区分	—	—	—	7,300 (8,400)	16,700
多子世帯	282,000	267,900	535,800	家計状況により 上記月額のいずれかまたは無し	家計状況により 上記月額のいずれかまたは無し

※給付奨学金について、生活保護世帯(受けている扶助の種類を問いません。)で自宅から通学する人及び児童養護施設等から通学する人等は、上表のカッコ内の金額となります。

※多子世帯については、子ども3人以上を扶養する世帯の学生が対象となり、入学料及び授業料は全額免除となりますが、給付奨学金給付額については、家計状況により別途決定されます。

※第Ⅰ区分:申請者と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること

第Ⅱ区分:申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること

第Ⅲ区分:申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

第Ⅳ区分:申請者と生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

※ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

【学力基準】新制度による支援を受けるためには、次のいずれかに該当する必要があります。

①高等学校の学業成績の評定平均値が3.5以上であること

②入学試験の成績(入学者選抜の試験区分ごと)が上位2分の1以上であること

③高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

④将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

【必須】日本学生支援機構給付奨学金の申請について

新制度による授業料等減免を受けるためには、別途日本学生支援機構の給付奨学金を申請する必要があります。

①給付奨学金予約採用者……入学後の4月に「採用候補者決定通知」を所属するキャンパスの「6.書類提出先及び問い合わせ先」に提出してください。提出期限等については、掲示または教育支援総合システム(入学後に利用できる学内用ポータルサイト)でお知らせしますので、ご確認ください。

②上記予約採用者以外……入学後の4月に別途給付奨学金の申請が必要となります。申請手続き等については、掲示または教育支援総合システムでお知らせしますので、ご確認ください。

◎授業料等の徴収猶予について

入学料・授業料の徴収猶予は、下記に該当し、徴収猶予が必要と認められる場合に、選考のうえ、入学料及び授業料の徴収が一定の期日まで猶予される制度です。

※授業料等の減免申請者は、結果が判明するまで徴収が猶予されますが、徴収猶予が許可された場合、猶予期間が延長されます。

《入学料徴収猶予の対象者》

次の各号のいずれかに該当する者

①経済的理由によって、納入期限までに入学料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合

②入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担する者(学資負担者)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納入期日までに入学料の納入が困難であると認められる場合。

③その他やむを得ない事情があると認められる場合。

《授業料徴収猶予の対象者》

納入期限までに授業料の納入が困難である者

1. 提出書類

・授業料等の減免を申請する者……①大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

②学修計画書

※給付奨学金予約採用者は提出不要

・入学料の徴収猶予を申請する者……入学料徴収猶予申請書

・授業料の徴収猶予を申請する者……授業料徴収猶予申請書

2. 申請書類の提出方法・提出期限

申請書類は、入学手続き書類とともにご提出ください。

申請をした場合は、結果が判明するまでの間は決して入学料及び授業料を納入しないでください。

(結果が判明するまでの間、入学料及び授業料の納入が猶予されます。口座振替の手続をされている方は、結果が判明するまで引落はされません。)

申請書類の提出期限は下記のとおりです。(入学手続き期間と同じ、入学手続き最終日の17時00分までです。)

新入生(教員養成特別、推薦、自己推薦、社会人、帰国子女)…… 令和8年2月11日(水)～2月18日(水)

新入生(一般選抜前期日程、編入学)…… 令和8年3月 8日(日)～3月15日(日)

新入生(一般選抜後期日程)…… 令和8年3月24日(火)～3月27日(金)

3. 選考の結果等

〔新入生〕

- ◎授業料等減免…入学料及び前期分授業料の減免選考結果は、7月以降※に連帯保証人に通知します。(※給付奨学金の支援区分の認定時期により、通知時期が異なります。予約採用者は7月頃、それ以外の方は8月以降を予定しています。)
- ◎授業料等減免申請と併せて徴収猶予を申請…減免申請の選考結果と共にお知らせします。
- ◎授業料又は入学料徴収猶予のみの申請…5月頃に連帯保証人に通知します。

4. 納入期限

「全額免除」以外の場合は、入学料と前期分授業料の減免額との差額(「不許可」の場合は全額)を、下記納入期限までに納入していただくことになります。なお、下記納入期限は現時点での予定です。必ず結果通知に記載する納入期限をご確認ください。

- ・入学料…通知日から指定された期日以内(徴収猶予が許可されている場合は令和8年8月末日予定)
※授業料等減免申請時に入学料徴収猶予を申請していなくても、通知日から14日以内であれば、あらかじめ入学料徴収猶予の申請をすることができます。
※納入期限までに入学料を納めない場合は学則により除籍となりますので、ご留意願います。
- ・授業料…令和8年7月末日予定(徴収猶予が許可されている場合は令和8年9月末日予定)

5. 後期分授業料減免

後期分の授業料減免を希望する場合は、8月頃に申請方法等をお知らせする予定です。

なお、後期分授業料減免申請前に家計が急変した場合(例:生計維持者が事故又は病気により収入を大きく減少させる事由が発生)、随時申請が可能ですので、下記問い合わせ先にご連絡ください。

6. 書類提出先及び問い合わせ先

【8:30~17:15(土、日曜日、祝日を除く)】

- 札幌校 学生支援課学生支援グループ 電話 011-778-0269 FAX 011-778-0634
〒002-8501 札幌市北区あいの里5条3丁目1番3号
- 旭川校 教育支援グループ 電話 0166-59-1231 FAX 0166-59-1226
〒070-8621 旭川市北門町9丁目
- 釧路校 教育支援グループ 電話 (0154)44-3234 FAX 0154-44-3227
〒085-8580 釧路市城山1丁目15番55号
- 函館校 教育支援グループ 電話 (0138)44-4237 FAX 0138-44-4382
〒040-8567 函館市八幡町1番2号
- 岩見沢校 教育支援グループ 電話 0126-32-0443 FAX 0126-32-0615
〒068-8642 岩見沢市緑が丘2丁目34番1